

那須塩原市低入札価格調査制度の見直しについて

1. 見直しの概要

平成31年3月の国の低入札調査基準価格の算出率の見直しに伴い、「那須塩原市低入札価格取扱要綱」に記載した算出率等の見直しを行う。

2. 見直しの時期

令和2（2020）年4月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用

4. 見直しの内容

- 低入札調査基準価格の算出率及び算出式を見直す。
- 低入札調査基準価格の見直しに伴い、失格基準価格の算出率及び算出式を見直す。

（1）調査基準価格

【土木工事】※土木一式工事、舗装工事、水道施設工事

区 分	改 正 後	現 行
①直接工事費	①×0.97	①×1.00
②共通仮設費	②×0.90	②×1.00
③現場管理費	③×0.90	③×0.20
④一般管理費	④×0.55	
	上限値：工事価格の92% 下限値：工事価格の75%	上限値：工事価格の85% 下限値：工事価格の約66%

【建築工事及び設備工事】※建築一式工事、電気工事、管工事、解体工事

区 分	改 正 後	現 行
①直接工事費	次に掲げる額の合計額 (①×0.90)×0.97	次に掲げる額の合計額 (①×0.90)×1.00
②共通仮設費	②×0.90	②×1.00
③現場管理費	(③+①×0.10)×0.90	③×0.20
④一般管理費	④×0.55	
	上限値：工事価格の92% 下限値：工事価格の75%	上限値：工事価格の85% 下限値：工事価格の約66%

※建築工事及び設備工事については、下請経費等が直接工事費に含まれることから、工事費区分の補正を行います。

(2) 失格基準価格

【土木工事】※土木一式工事、舗装工事、水道施設工事

区分	改正後	現行
①直接工事費 ②共通仮設費 ③現場管理費 ④一般管理費 ⑤工事価格 ※算出の基礎となる上記区分は予定価格の算定の基礎となったものとする。	積算内訳書の内容が次のいずれかに適合しない場合には失格 (1) ①×0.75以上 (2) ②×0.70以上 (3) ③×0.70以上 (4) ④×0.55以上 (5) 入札価格が次のアからエまでの合計額からオを引いた額以上であること。 ア. ①×0.97 イ. ②×0.90 ウ. ③×0.90 エ. ④×0.55 オ. ⑤×0.03 ※(5)にのみ該当しない場合、(5)で算出した額が調査基準価格以上となる場合は失格とはならない。	積算内訳書の内容が次のいずれかに適合しない場合には失格 (1) ①×0.75以上 (2) ②×0.70以上 (3) ③×0.60以上 (4) ④×0.30以上 (5) 入札価格が次に掲げる額を合計した額以上であること。 ア. ①×0.95 イ. ②×0.90 ウ. ③×0.20 ※(5)にのみ該当しない場合、アからウの合計額が調査基準価格以上となる場合は失格とはならない。

【建築工事及び設備工事】※建築一式工事、電気工事、管工事、解体工事

区分	改正後	現行
①直接工事費 ②共通仮設費 ③現場管理費 ④一般管理費 ⑤工事価格	積算内訳書の内容(※)が次のいずれかに適合しない場合には失格 (1) (①×0.9)×0.75以上 (2) ②×0.70以上 (3) (③+①×0.10)×0.70以上 (4) ④×0.55以上	積算内訳書の内容(※)が次のいずれかに適合しない場合には失格 (1) (①×0.9)×0.75以上 (2) ②×0.70以上 (3) ③×0.60以上 (4) ④×0.30以上

<p>※算出の基礎となる上記区分は予定価格の算定の基礎となったものとする。</p>	<p>(5) 入札価格が次のアからエまでの合計額からオを引いた額以上であること。 ア. $(① \times 0.9) \times 0.97$ イ. $② \times 0.90$ ウ. $(③ + ①) \times 0.10 \times 0.90$ エ. $④ \times 0.55$ オ. $⑤ \times 0.03$</p> <p>※(5)にのみ該当しない場合、(5)で算出した額が調査基準価格以上となる場合は失格とはならない。</p>	<p>(5) 入札価格が次に掲げる額を合計した額以上であること。 ア. $(① \times 0.9) \times 0.95$ イ. $② \times 0.90$ ウ. $③ \times 0.20$</p> <p>※(5)にのみ該当しない場合、アからウの合計額が調査基準価格以上となる場合は失格とはならない。</p>
--	--	---

※工事区分の補正については低入札調査基準価格と同じ。